

「事前確認の概要」

平成 19 年 10 月

国 税 庁

目 次

1	はじめに	1
2	事前確認 (Advance Pricing Arrangement: APA) とは	2
3	日本及び世界の事前確認の経緯	3
4	環太平洋税務長官会議 (PATA) における取組	4
5	我が国の事前確認の概要	5
	(1) 事前確認の定義	
	(2) 事前確認と相互協議との関係	
	(3) 事前確認と移転価格調査との関係	
	(4) 申出・審査手続	
	(5) 申出内容の審査	
	(6) 事前確認の効果	
	(7) 遵守状況の検討	
	(8) 事前確認に係る価格の調整 (補償調整)	
	(9) 事前確認の改定・取消し・更新	
	(10) 遡及適用	
	(11) 連結法人に係る手続	
	(12) 事前相談	
6	事前確認手続の流れ	10
	(1) 申出	
	(2) 事前確認審査	
	(3) 相互協議及び合意	
	(4) 年次報告書の検討等	
	【チャート図】相互協議を伴う事前確認手続の流れ	
7	相互協議・事前確認審査体制	13
	(1) 相互協議体制の推移	
	(2) 事前確認審査体制	
8	事前確認を申し出る納税者へのお願い	14
	(参考) 租税条約締結国一覧	

1 はじめに

我が国では昭和 61 年に移転価格税制が創設されました。これに併せて、昭和 62 年、世界に先駆けて事前確認が創設されました。

移転価格税制の基本的仕組みは、法人がその国外関連者で行う取引の価格が独立企業間価格と異なることにより、その法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとして課税所得を計算するというものです。

事前確認とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税を行わないという制度です。また、事前確認の類型としては、一国のみの事前確認（以下「ユニラテラルの事前確認」といいます。）と外国当局との相互協議の合意に基づいて行う事前確認（以下「相互協議を伴う事前確認」といいます。）がありますが、国税庁は、移転価格税制の円滑な執行、移転価格課税に関連する企業の事務負担の軽減、及び企業経営の予測可能性確保のため、二国間事前確認に代表される相互協議を伴う事前確認を積極的に推進してきております。近年、国際化の進展、事前確認の納税者への浸透等もあいまって、その利用件数は増加してきています。

現在、移転価格に関する相互協議の多くが事前確認事案となってきましたが、これは、事前確認によって移転価格に関する二重課税のリスクを未然に回避するニーズが高まってきている結果と言えます。

また、最近では、2次・3次の更新事前確認事案も増加しつつあるほか、これまで事前確認の経験のなかった地域との間でも事案が発生してきており、地域的な広がりも見られるところです。

このような中、このレポートが、我が国で行われている事前確認制度について納税者の理解を助け、事前確認制度のさらなる推進に役立つことを期待します。

2 事前確認 (Advance Pricing Arrangement: APA) とは

前頁でも述べたように、事前確認とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度です。

そのため、事前確認の目的は、独立企業間価格の算定に関して、税務当局と納税者との間で事前確認することにより、移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図ることにあります。

移転価格課税については、調査に長期間を要することが多い上、課税額も高額に及ぶことが多く、さらにその結果として発生する二重課税解決のための相互協議に一定の期間を要することから、納税者の負担は一般に大きくなる傾向があるとされています。したがって、国外関連取引を有する納税者にとって、こうした移転価格課税に伴う負担を回避するための事前確認制度へのニーズは高いといえます。

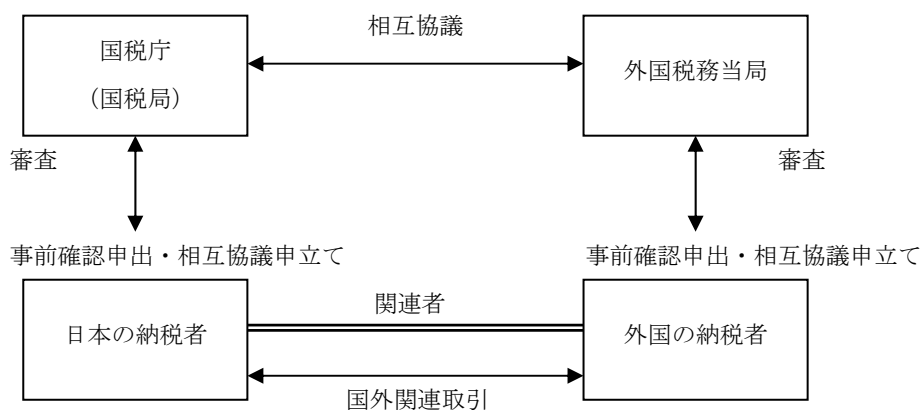
事前確認には、ユニラテラルの事前確認及び相互協議を伴う事前確認があります。

ユニラテラルの事前確認は、日本国内において納税者が税務当局に独立企業間価格の算定方法等について確認を求めるもので、この場合は国外関連取引を有する外国の納税者が外国税務当局に課税されるリスクの回避までは保証されませんが、相互協議を伴う事前確認に比べ、通常、確認にいたるまでの処理が早くなります。

他方、相互協議を伴う事前確認では、独立企業間価格の算定方法等について、当該取引の当事者を所轄する税務当局間で相互協議を行い、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的とします。

相互協議を伴う事前確認では納税者に双方（又は多数の国）の税務当局から法的安定性を得ることができるため、日本を含む多くの国で相互協議を伴う事前確認が行われています。

《相互協議を伴う事前確認のイメージ》



3 日本及び世界の事前確認の経緯

1980年代、企業活動の国際化の進展を背景に、法人とその国外関連者との取引を通じた所得の海外移転に対処する必要が高まってきました。諸外国においては、既にこうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されており、例えば米国では、1928年にはほぼ現在と同様の形で移転価格税制が創設されていましたが、1980年代になると、外資系多国籍企業の米国への進出が活発したのに伴い、移転価格税制の強化に向けての動きが本格化しました。このような中、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立って適正な国際課税を実現することを目的に、1986年3月、移転価格税制が創設されました。

移転価格税制の創設にあわせて、1987年、我が国により世界で最初に事前確認が創設されました。これは我が国で移転価格税制を創設する際に、あらかじめ法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法等を確認することにより、移転価格税制の適正・円滑な執行を図ることをねらいとしたことによるものです。

その後、米国内国歳入庁（IRS）も1991年に米国内国歳入手続91-22により事前確認（アメリカではAdvance Pricing Agreement）を創設し、さらに、カナダ（1994年）、ニュージーランド（1994年）、オーストラリア（1995年）、メキシコ（1995年）等事前確認を創設する国が続き、また、1995年OECD移転価格レポートにおいて事前確認が取り上げられたことに伴い、その後、韓国（1996年）、中国（1998年）、イギリス（1999年）、フランス（1999年）、オランダ（1999年）、ドイツ（2000年）等でも創設され、事前確認は世界的な広がりを見せています¹。

こうした世界的な広がりを背景に、事前確認の申出件数は増加し、1994年頃から我が国においても相互協議を伴う事前確認の申出件数が増加してきました。相互協議を伴う事前確認の申出件数の増加に伴い、1999年には1987年の通達を改正し、日本単独のユニラテラルの事前確認ではなく、相互協議を伴う事前確認を推奨する「独立企業間価格の算定方法等の確認について（事務運営指針）」を発遣しました。この内容はその後2001年6月1日付「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」²（以下「移転価格事務運営指針」といいます。）に継承され、現在に至っています。

また、相互協議を伴う事前確認についても、2001年6月25日付「相互協議の手続について（事務運営指針）」（以下「相互協議事務運営指針」といいます。）において、明確化されました³。

なお、現行の移転価格事務運営指針及び相互協議事務運営指針は、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）上でも入手可能です。

なお、アメリカ、カナダ及びオーストラリアにおいても、毎年APAレポートをホームページにおいて公表しています。

¹ 経済協力開発機構（OECD）はさらに、1999年OECD/事前確認ガイドラインを発表し、相互協議を伴う事前確認の推進を明言しています。

² 「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」平成13年6月1日付査調7-1ほか

³ 「相互協議の手続について（事務運営指針）」平成13年6月25日付官協1-39ほか
当事務運営指針では事前確認に係る相互協議手続について規定しています。

4 環太平洋税務長官会議（PATA）⁴における取組

環太平洋税務長官会議は、租税条約の情報交換規定を根拠として、日本、オーストラリア、カナダ及び米国の4か国の税務執行当局が、税務執行上の共通の諸問題について意見交換を行う場であり、これまでも相互協議手続及び相互協議を伴う事前確認手続についての執行のための共通の努力目標を作成していましたが、近年の相互協議手続及び相互協議を伴う事前確認手続利用の大幅な増加と、それに伴う納税者からの国際的なガイダンスへの要望を受けて、2004年6月、両ガイダンスの改訂版を公表しました。両ガイダンスは、各国を拘束するものではありませんが、環太平洋税務長官会議加盟国間における相互協議手続及び相互協議を伴う事前確認手続の執行に係る努力目標とされています。

両ガイダンスの主要なポイントの一つは、相互協議手続及び二国間事前確認手続に関する目標処理期限を具体的に2年と設定したことです。しかし、納税者の協力が得られない場合等、一定の場合には、目標期限内に処理が行えないこともありうるとしています。

また、納税者の位置付けについて、相互協議手続及び相互協議を伴う事前確認手続の交渉は政府間協議ですが、事実関係の説明を行う場合には、納税者も部分的に参加することが可能であることを明記しています。

相互協議手続ガイダンスは、移転価格課税事案にかかわらず、広く相互協議を対象としており、また、相互協議を伴う事前確認手続ガイダンスでは、事前確認については、一か国の税務当局との間だけで結ぶよりも、二国間の方が望ましいとの共通認識の下、環太平洋税務長官会議加盟国が一致して相互協議を伴う事前確認手続に取り組むことを宣言しています。

両ガイダンスについては、国税庁ホームページに掲載されています。

⁴ 2006年1月、英国ロンドン郊外のリーズ城にて開催された8か国（日・米・加・豪・英・仏・中・印）の税務長官会合において、新たに同8か国にドイツ及び韓国を加えた10か国の税務長官会合（名称はリーズキャッスルグループ税務長官会合）を設けることが合意され、これに伴い、環太平洋税務長官会議は解消されました。

5 我が国の事前確認の概要

(1) 事前確認の定義⁵

税務署長又は国税局長が、法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について確認を行うことをいいます。

(2) 事前確認と相互協議との関係

イ 二重課税の排除

国外関連者の所在する税務当局との間で租税条約に基づく相互協議を行い、事前確認の内容について二国間又は多国間で合意することにより、納税者の二重課税リスクを事前に排除します。

ロ 事前確認申出の際における相互協議申立ての勧奨⁶

二重課税を排除し、予測可能性を確保する観点から、事前確認の申出を希望する法人に対し、どのような申出を行うかについて適切に判断できるよう必要な情報の提供を行い、相互協議を伴う事前確認を行う意向であると確認された場合には、相互協議の申立てを併せて行うよう勧奨します。

ハ 審査部局と相互協議部局との連携⁷

審査部局（局担当課）と相互協議部局（庁相互協議室）が連携し、事前相談の段階から相互協議の終結まで緊密な意見交換を行い、事前確認事案の早期処理に努めます。

(3) 事前確認と移転価格調査との関係

イ 将来年度に係る確認

事前確認は、過去の財務データ等を基に独立企業間価格の算定方法の妥当性、適正な利益率等を検討し、将来に向けて確認を与えるものであり、過去の年度を対象とする移転価格調査とは異なります。

ロ レンジの使用

移転価格課税を行う場合、独立企業間価格は特定の水準（ポイント）で算定しますが、事前確認は所得移転がないと判断できる範囲（レンジ）で確認するケースが多くなっています。

ハ 比較対象取引

事前確認は納税者自らが算定方法として申し出た手法を確認する制度であるため、比較対象取引の選定に当たっては納税者が入手可能な情報（公開データ、内部データ等）のみに基づいて行われます。

ニ 事前確認の申出と調査との関係⁸

- ・ 調査着手後に事前確認の申出があっても、調査は中断されません。
- ・ 制度の信頼性を確保するため、審査の過程で納税者から入手した資料は、事実に関するもの（財務諸表、資本関係図、事業概況書等）を除き、調査では使用しません。

(4) 申出・審査手続

⁵ 移転価格事務運営指針 1-1、平成 17 年 4 月 28 日付査調 7-4 ほか「連結法人に係る移転価格事務運営要領」（以下「連結移転価格事務運営指針」といいます。） 1-1

⁶ 移転価格事務運営指針 5-12、連結移転価格事務運営指針 5-12

⁷ 移転価格事務運営指針 5-13、連結移転価格事務運営指針 5-13

⁸ 移転価格事務運営指針 2-21、連結移転価格事務運営指針 2-21

イ 申出書の提出期限⁹

事前確認を受けようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限まで¹⁰に「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」に必要な資料を添付して提出します。相互協議を希望する場合には、別途「相互協議申立書」を提出します。事前確認に係る相互協議の申立てには申立期限は定められていませんが、事前確認に係る相互協議申立書は、通常、事前確認申出書と同時に提出します。

ロ 申出に必要な提出資料¹¹

- ・ 確認対象の国外関連取引及び確認対象取引を行う組織等の概要を記載した資料
- ・ 独立企業間価格の算定方法及びそれが最も合理的であることの説明を記載した資料
- ・ 事前確認の前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件に関する資料
- ・ 確認対象取引の資金の流れや通貨の種類等確認対象取引の詳細を記載した資料
- ・ 国外関連者との資本関係・実質的な支配関係に関する資料
- ・ 取引当事者が果たす機能に関する資料
- ・ 過去 3 事業年度分の営業及び経理の状況等の内容を明らかにした資料
- ・ 国外関連者の所在地国での移転価格に係る調査、不服申立て、訴訟等が行われている場合、その概要及び過去の課税の状況を記載した資料
- ・ 申し出た独立企業間価格の算定方法を確認対象事業年度前 3 事業年度の申出法人の実績に適用した場合の結果等を記載した資料
- ・ その他事前確認に当たり必要な資料

ハ 確認対象事業年度

原則として 3 事業年度から 5 事業年度です¹²。

(5) 申出内容の審査

審査は、次の点を中心に行われます。

- イ 事前確認を申し出た納税者及び国外関連者の事業実態、国外関連取引の事実関係の把握
- ロ 審査の際の基礎データとなる過年度における所得移転の蓋然性の有無の検討
- ハ 独立企業間価格の算定方法の妥当性の検討
- ニ 比較対象取引の比較可能性の検討（例えば以下の項目についての類似性の検討）
 - ・ 棚卸資産の種類、役務の内容等
 - ・ 取引段階
 - ・ 取引数量
 - ・ 契約条件
 - ・ 取引当事者が果たす機能及び負担するリスク
 - ・ 無形資産
 - ・ 事業戦略
 - ・ 市場参入時期
 - ・ 市場の状況

⁹ 移転価格事務運営指針 5-2、連結移転価格事務運営指針 5-2

¹⁰ 事前確認の更新の申出については、確認対象事業年度開始の日の前日まで（移転価格事務運営指針 5-22、連結移転価格事務運営指針 5-22）

¹¹ 移転価格事務運営指針 5-3、5-4、連結移転価格事務運営指針 5-3、5-4

¹² 移転価格事務運営指針 5-7、連結移転価格事務運営指針 5-7

(6) 事前確認の効果¹³

事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱われます。なお、確認通知の前になされた確認対象事業年度に係る申告が、確認を受けた内容に適合していなかったため、当該確認対象事業年度に係る修正申告を要することになっても、当該修正申告には加算税は賦課されません。

(7) 遵守状況の検討¹⁴

事前確認の確認を受けた納税者（以下「確認法人」といいます。）は、確認内容に適合した申告を行っていること等を説明した報告書（以下「年次報告書」といいます。）を、事前確認の確認を受けた各事業年度に係る確定申告書の提出期限又は所轄税務署長があらかじめ定める期間内に提出する必要があります。局担当課が同報告書の内容を検証します。

(8) 事前確認に係る価格の調整（補償調整）¹⁵

事前確認期間中に行われた各事前確認対象事業年度における確認対象取引に係る損益（実績値）が確認内容に適合しないことが判明した場合、判明した時期に応じて、納税者は以下の区分に応じ、事前確認に係る価格の調整（以下「補償調整」といいます。）を行う必要があります。

なお、確認法人が事前確認の内容に適合した申告を行うために確定決算において行う必要な調整は、移転価格上適正な取引として扱われます。

確認法人の所得水準が過少となっていることが判明した年度については、確認法人は次の処理を行うこととなります。

イ 申告調整

確認法人の確定決算が、事前確認の内容に適合していないことにより、所得水準が過少となっていたことが確定申告書提出前に判明した場合、申告調整により所得金額を修正します。

ロ 修正申告

確認法人の確定申告が、事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過少となっていたことが確定申告書提出後に判明した場合、速やかに修正申告書の提出を行います。

事前確認が相互協議を伴う事前確認である場合、確認法人の所得金額が過大となっていることが判明した年度については、確認法人は次の処理を行うこととなります。

イ 申告調整

確認法人の確定決算が、事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが確定申告書提出前に判明した場合、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、申告調整により所得金額を修正することができます。

ロ 更正の請求

確認法人の確定申告が、事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが確定申告書提出後に判明した場合、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、更正の請求を行うことができます。

¹³ 移転価格事務運営指針 5-16、連結移転価格事務運営指針 5-16

¹⁴ 移転価格事務運営指針 5-18、連結移転価格事務運営指針 5-18

¹⁵ 移転価格事務運営指針 5-19、連結移転価格事務運営指針 5-19

(9) 事前確認の改定・取消し・更新

イ 改定¹⁶

確認付与時の状況と著しく異なる経済事情が発生した場合等、事前確認を継続する上での重要な前提条件について事情の変更が生じた場合には、納税者は改定の申出を行う必要があります。

ロ 取消し¹⁷

納税者側に次に該当する事実がある場合には、事前確認が取り消されることとなります。

- ・ 事前確認を継続する上での重要な前提条件について、事情の変更があつたにもかかわらず、改定の申出を行わなかった場合
- ・ 確認内容に適合した確定申告書の提出を行わなかった場合
- ・ 年次報告書を提出しなかった場合又は同報告書に重大な誤りがあつた場合
- ・ 申出の基礎となつた事実に重大な誤り等があつた場合

ハ 更新¹⁸

事前確認の対象事業年度が終了した後の事業年度（後続年度）について、事前確認の更新の申出があつた場合には、新規の申出に準じて所要の手続を行います。

(10) 遡及適用¹⁹

納税者から、相互協議を伴う事前確認で確認された移転価格算定手法を事前確認対象事業年度前の各事業年度に準用したい旨の申出があつた場合、確認された移転価格算定方法等が当該各事業年度においても最も合理的であると認められるときには、当該各事業年度への遡及適用が認められます。

(11) 連結法人に係る手続

連結法人に係る事前確認手続等については、平成17年4月に「連結法人に係る移転価格事務運営要領」²⁰が定められました。連結親法人の国外関連取引に係る事前確認の申出は、自己の名で自己の納税地の所轄国税局長等に対し行うこととなりますが、連結子法人の国外関連取引に係る事前確認の申出についても、その連結子法人の連結親法人が当該連結子法人に係るものとして、当該連結親法人の所轄国税局長等に対し行うこととなります²¹。

また、相互協議事務運営指針についても、連結親法人が相互協議申立の主体となる等の整備が図られました²²。

(12) 事前相談²³

事前相談とは、事前確認を受けようとする法人が、事前確認の申出前に、事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等について局担当課（必要に応じて庁担当課及び庁相互協議室を含みます。）と行う相談（代理人を通じた匿名の相談を含みます。）をいいます。

¹⁶ 移転価格事務運営指針 5-20、連結移転価格事務運営指針 5-20

¹⁷ 移転価格事務運営指針 5-21、連結移転価格事務運営指針 5-21

¹⁸ 移転価格事務運営指針 5-22、連結移転価格事務運営指針 5-22

¹⁹ 移転価格事務運営指針 5-23、連結移転価格事務運営指針 5-23

²⁰ 脚注 5 参照

²¹ 連結移転価格事務運営指針 5-2

²² 「相互協議の手続について」の一部改正について」平成17年6月8日付官協1-18ほか

²³ 移転価格事務運営指針 1-1、5-10、連結移転価格事務運営指針 1-1、5-10

事前相談においては、納税者と局担当課の双方が事前確認の申出に係る基本的な理解を共有することにより、資料の作成等に係る納税者の事務の軽減や申出後に事前確認審査を行う局担当課における審査事務の円滑化・迅速化といった効果が期待できることから、次の点に配慮して相談に応じています。

- ・ 確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限など事前確認手続に必要な事項を十分に説明すること。
- ・ 相談対象の国外関連取引の内容を的確に把握し、事前確認の申出を行うかどうか、どのような申出を行うかについて納税者が適切に判断できるよう必要な情報の提供に努めること。

6 事前確認手続の流れ

我が国では、事前確認は納税者の申出により開始されます。事前確認の申出に対して国税庁が手数料等を徴収することはありません。相互協議を伴う場合の事前確認手続は概ね以下のとおり、(1)申出、(2)国税局担当課での審査、(3)相互協議及び合意、(4)年次報告書の審査等の4段階に分けることができます。なお、現在、我が国の事前確認に関する手続は、前述のとおり移転価格事務運営指針及び相互協議事務運営指針において規定されています。

(1) 申出

納税者は事前確認の申出に当たり、事前に税務当局に相談することができ、相互協議を前提とする場合には、局担当課、庁担当課及び庁相互協議室の三者がこの事前相談に参加します²⁴。また、納税者は過去の年度に対する移転価格課税を契機として、将来の課税リスクを回避し、予測可能性を確保するために事前確認を申し出る場合もあります。この場合、当初の移転価格課税について相互協議の対象となっているのであれば、納税者は相互協議担当者を通じて事前確認申出への意向を表明し、事前相談に入ることもあります。

なお、我が国では納税者が事前確認について相互協議の申立てを行っていない場合には、相互協議を伴う事前確認を受ける意向があるか確認の上、相互協議の申立てを行うよう勧奨しています²⁵。

事前確認の申出書は所轄署又は所轄国税局に提出します。この際、局担当課等による申出内容の審査が円滑に行われるよう、納税者は事前確認申出に必要な書類（前出5ロ参照）を添付します。

(2) 事前確認審査

事前確認の申出書が提出されると、局担当課は担当者を決め、速やかに審査に着手します。局担当課の審査担当者は、事前確認申出書に添付された資料のほか、事前確認の審査に必要であると認められる資料の提出を求めます。その後、審査終了時、局担当課は庁担当課に審査報告を行います。相互協議を伴う事前確認の場合、庁担当課は、課内のチェックを行った上、同報告書を相互協議室に回付します。

審査に当たっては、局担当課は移転価格事務運営指針5-11（事前確認審査）に留意しつつ審査を行います。

(3) 相互協議及び合意²⁶

相互協議を伴う事前確認の場合、相互協議担当者は局担当課の審査意見を基に日本側ポジションペーパーを作成します。相互協議は通常、年数回の直接会合方式により行われていますが、加えて、随時電話、ファックス等を利用して意見交換に努めています。協議の状況に基づき協議担当者と審査担当者は意見交換を行い、事実関係等の確認を行います。

協議が申出内容と同じ内容の合意に至れば、局担当者は納税者あてに確認通知を送付します。協議が申出内容と異なる内容の合意に至った場合には、納税者は合意内容に従った修正申出を提出し、局担当課は納税者あてに確認通知を送付します²⁷。

²⁴ 移転価格事務運営指針5-10、連結移転価格事務運営指針5-10

²⁵ 移転価格事務運営指針5-12、連結移転価格事務運営指針5-12

²⁶ 移転価格事務運営指針5-13、連結移転価格事務運営指針5-13

²⁷ ユニラテラルの事前確認の場合は、局担当課の審査の結果、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法等が最も合

(4) 年次報告書の検討等²⁸

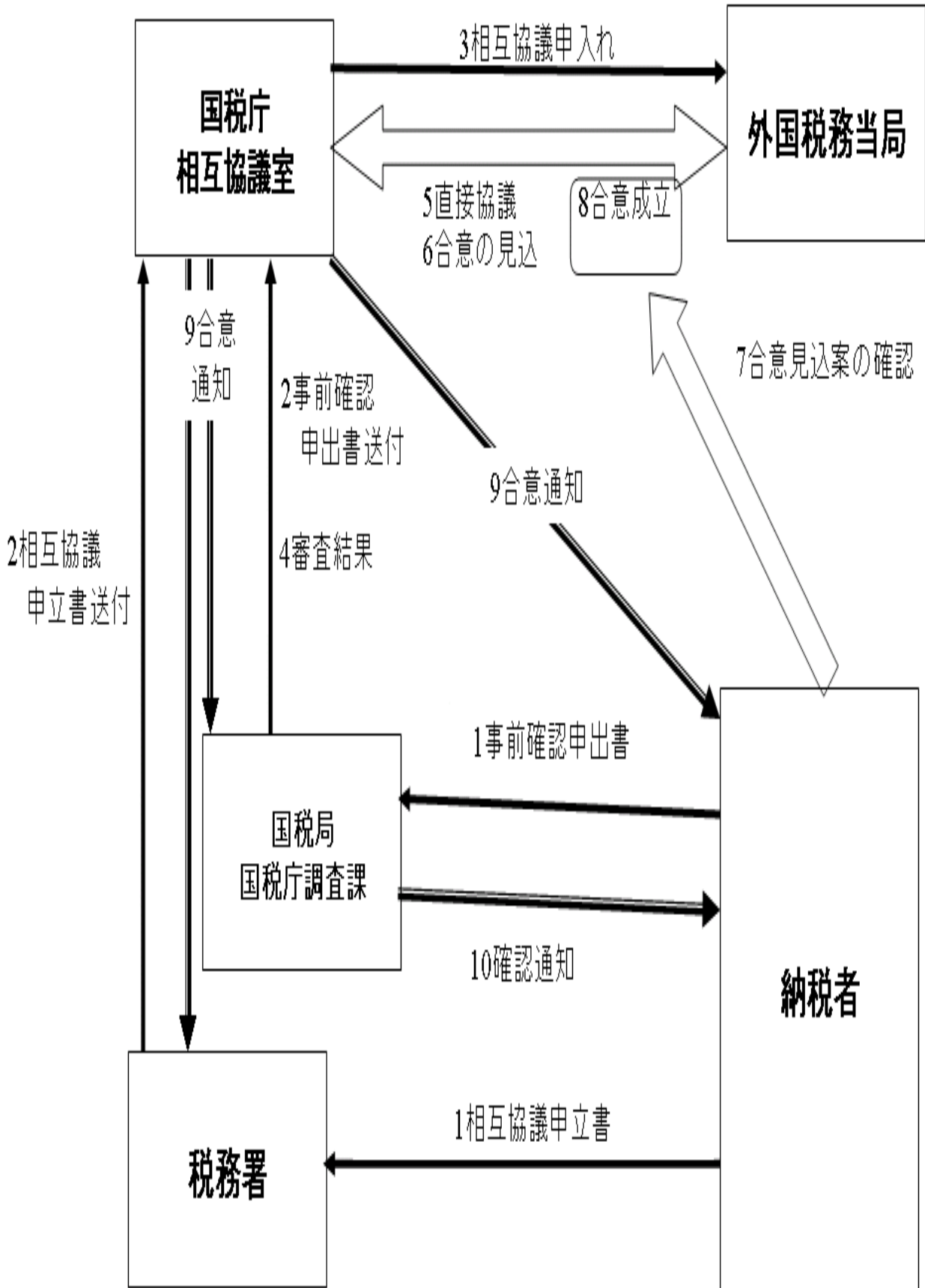
確認法人は、事前確認の確認通知を受けた後、確認対象事業年度の各年の確定申告書の提出期限又はあらかじめ定められた期間内に、申告内容が事前確認の内容と合致しているか否かを明らかにする年次報告書を提出しなければなりません。局担当課は、必要に応じ、確認法人から説明を求めるとともに、確認法人に臨場し検討を行う場合もあります。申告内容が確認内容に合致していないことにより、所得金額が過少となっていた場合には、修正申告による所得金額の調整が必要になります。なお、局担当課による年次報告書の検討は、法人税に関する調査に該当します。また、相互協議を伴う事前確認手続で、所得金額が過大となっていた場合には相互協議手続が必要となります。確認法人は相互協議申立書を提出し、相互協議の合意内容に従い補償調整の処理（更正の請求）を行うこととなります。

また、重要な前提条件について、事情の変更が生じた場合にも、改めて相互協議を申し立てる必要があります。

理的であると認められない場合には、申出の修正を求めることができます。その際、納税者が修正に応じない場合には、局担当課は不確認通知を送付します。他方、申出内容がそのまま確認されるか、あるいは申出が修正された場合には、局担当課は納税者に確認通知を送付します。

²⁸ 移転価格事務運営指針 5-17、5-18、連結移転価格事務運営指針 5-17、5-18

相互協議を伴う事前確認手続の流れ



7 相互協議・事前確認審査体制

(1) 相互協議体制の推移

相互協議担当部署は、昭和 57 年 6 月、国際会議、相互協議を担当する大臣官房参事官（国税審議官）及び企画官（国税審議官室長）によりスタートし、昭和 61 年国際業務室に改組されました。その後、平成 7 年に相互協議を専担する企画官、平成 11 年 7 月に相互協議室が設置され、現在に至っています。

相互協議担当者は、相互協議事案全般を担当しているため、相互協議を伴う事前確認だけでなく、移転価格課税事案、源泉事案、PE 事案等の二重課税事案に係る相互協議を併せて担当しています。

現在の相互協議室の構成は次のとおりです。

審議官	相互協議室長	メンバー		所掌
			課長補佐	係長 / 主任
	課長補佐			
	課長補佐			
	企画専門官			
	チーフ	主に欧州・アジア		
	国際企画官		課長補佐	
			チーフ	

(2) 事前確認審査体制

国税庁調査査察部調査課においては、昭和 62 年に国際調査管理官、調査情報第 1～3 係（現国際情報 1～3 係）が設置され、各国税局の移転価格課税及び事前確認についての指揮・指導を行っています。

国税庁				
調査査察部長	調査課長	国際調査管理官	課長補佐 企画専門官	国際情報第 1～3 係

各国税局の担当課は次のとおりです。

国税局（国税事務所）			
東京国税局	調査第一部	国際監理官	国際情報第二課
大阪国税局	調査第一部		国際情報課
名古屋国税局	調査部		国際調査課
関東信越国税局	調査査察部		国際調査課
その他の国税局	調査査察部		調査管理課
沖縄国税事務所			調査課

8 事前確認を申し出る納税者へのお願い

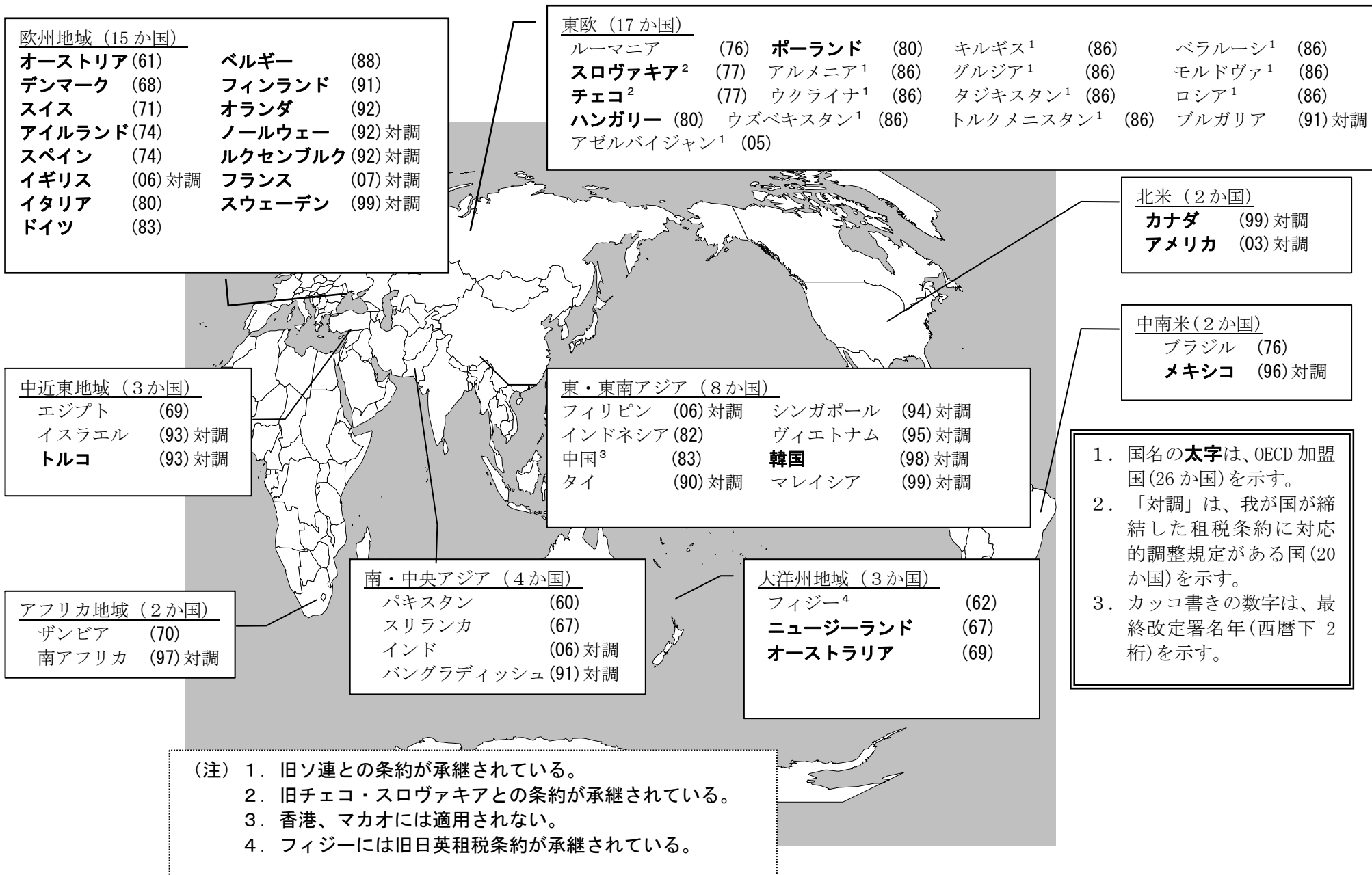
事前確認はあくまで納税者の自主的な申出に基づいて行われるものですから、事前確認の手続を円滑に進めるためには、申出人である納税者の審査に対する協力が不可欠です。特に、審査に必要な資料等の提出は、審査及び協議プロセスの効率化に大きく寄与しますので、迅速に提出していただくことが必要です。

また、外国税務当局に事前確認を申し出る場合には、外国税務当局への申出と同時に我が国へも申出書を提出していただくことにより、相互協議を伴う事前確認に係る審査及び相互協議がより効率的に行われることとなります。

さらに、協議を開始した後でも、事実関係等の確認のため、税務当局から、資料等の追加提出等の協力をお願いすることもありますので、その場合には納税者の迅速な対応をお願いいたします。

租税条約締結国一覧

(参考)



1. 国名の**太字**は、OECD加盟国(26 各国)を示す。
2. 「対調」は、我が国が締結した租税条約に対応的調整規定がある国(20 各国)を示す。
3. カッコ書きの数字は、最終改定署名年(西暦下 2 桁)を示す。